



人口	1,491戸
世帯数	4,461人
人口	2,049人
男	2,412人
女	

昭和53年4月10日発行:愛媛県西宇和郡瀬戸町編集:瀬戸町総務課

母校の灯よいつまでも

―三机第二小中学校閉校式―

三月二十五日、三机第二小中学校閉校式が実施され、児童生徒をはじめ関係者、地区住民多数が列席、九十五年の歴史をもつ小学校、三十一年の歴史の中学校との別れを惜しんだ。

閉校式は小中学校長の式辞にはじまり、教育委員会告辞、町長、議長、PTA、区長等のあいさつの後、児童・生徒を代表して井上弥恵さん(小六)と松田亮君(中二)が「たとえ母校はなくなっても私たちの心の中に母校の灯はいつまでも燃え続けています」と別れのあいさつ。最後にみんながジュースで乾杯し長い母校の歴史に幕を閉じるとともに新しい出発を誓った。



三机第二小中学校閉校式

町長所信要旨

永びく不況から脱出を計るべく国においても、公共投資を最優先し、景気の浮揚を目指した大型予算で対処しようとしていきます。

この様な状況の中で、農業を主産業とする町においても、昨年の大害に続く貿易自由化に伴う農産物の輸入増大により、農家に取って非常に困難な事態が予想され、また漁業においては、二〇〇カイリ問題、商業においては、過剰化による購買力の低下など、我が瀬戸町を取りまく状況は事の外厳しい現状であります。財源にしましては、税収等は一般財源の伸びは見込めない中で、近年大幅な事業の拡大による公債費を初め、人件費、扶助費など経常費の増大に対する財政硬直化が進んでおります。然るに、近年住民の行政に対する要望も変化し、住みよい町を目指した下水排水等の身近な環境整備が急務となりま

予算編成に当たっては、この様な財政状況の中で、健全財政を堅持し、住民意識を配慮しながら、住民生活に直結した施策を最優先に編成し、人件費、物件費の節減に努め、公共事業を始め大幅な町単独事業も計画しています。

おもな内容

- ◆三机第二小中学校閉校式……………1
- ◆町長所信要旨……………1
- ◆本年度当初予算……………1
- ◆農業委員会委員の改選……………3
- ◆国民年金のお知らせ…3
- ◆その他のお知らせ…3・4

広報せと

本年度当初予算

一六億九四二万円計上

施策方針概要

◆景気浮揚策◆
 国、県の政策に沿い不況からの脱出、景気浮揚策を押し進めるべく継続事業として、港湾漁集集場を中心として、港湾漁港整備事業を始め、大江頂上漁港等、社会資本の整備を一層推進します。

◆生活環境整備事業◆
 住みよい瀬戸町を目指すため、下水排水水路整備を始め、下水処理、簡易水道の統合整備などを重点的に進めたいと考えます。

◆産業の振興◆
 進み行く労働人口の老齢化に対処し、当面する不況脱出の為の施策として、漁港改修、沿岸漁場整備としての並形漁港設置による漁場対策、農道の新設、舗装、農地の防災事業林道の新設などかん産業促進対策事業はもとより町単独事業として、品種団地化促進、園内道整備を行ない、生産意欲の高揚をはかるべく産業文化祭の開催、各種近代化促進事業を進めたいと考えます。

◆教育文化の向上◆
 当面の急務とされた学校統合問題については、皆様の御協力により、二校の統合を見る事が出来ました。

これに関連して、内部の充実にも留意し、引き続き残る学校についても、統合委員会を中心に検討し、学校教育の充実をはかって行きたいと考えます。

◆福祉関係事業の充実◆
 児童福祉から、老人福祉に至るまで、高福祉と云う時代の要望を満たす施策として、各種医療公費負担を始め、今年からは高額医療費付制度、母子家庭医療医療の新設、各種検診の公費負担による受診率の向上に努めます。

◆庁舎建築◆
 永年懸念となっておりました庁舎において、皆様の御協力により、町のシンボルとして明るく、行政の円滑な進行に努めるべく、整備を行いたいと思えます。

◆公共施設等◆
 災害復旧事業◆
 早急に復旧に努めるほか、災害を未然に防ぐ、防災事業に力を入れます。

昭和53年3月町議会

会決議案原案どおり可決

- ◆昭和53年3月定例町議会は3月10日開会され、会期9日間と定め、26議案を原案どおり可決されました。
- ◆第1号議案は左記の通りなりました。
- ◆第2号議案は左記の通りなりました。
- ◆第3号議案は左記の通りなりました。
- ◆第4号議案は左記の通りなりました。
- ◆第5号議案は左記の通りなりました。
- ◆第6号議案は左記の通りなりました。
- ◆第7号議案は左記の通りなりました。
- ◆第8号議案は左記の通りなりました。
- ◆第9号議案は左記の通りなりました。
- ◆第10号議案は左記の通りなりました。
- ◆第11号議案は左記の通りなりました。
- ◆第12号議案は左記の通りなりました。
- ◆第13号議案は左記の通りなりました。
- ◆第14号議案は左記の通りなりました。
- ◆第15号議案は左記の通りなりました。

昭和53年度一般会計歳入歳出予算

16億942万円

歳入		歳出	
款	予算額	款	予算額
1 町税	43,829	1 一般会計	36,671
2 地方譲与税	8,030	2 繰上金	364,927
3 自動車取得税	8,156	3 民生費	156,651
4 地方交付税	570,947	4 衛生費	81,406
5 交通安全対策特別交付金	51	5 労働費	22,045
6 分担金及び負担金	10,006	6 農林水産業費	315,269
7 使用料及び手数料	4,815	7 工業費	2,367
8 国庫支出金	258,667	8 土木費	318,715
9 県支出金	258,975	9 消防費	15,318
10 財産収入	8,030	10 教育費	97,590
11 寄附金		11 災害復旧費	51,889
12 繰入金	80,700	12 公害債	144,572
13 繰越金		13 諸支出金	1
14 諸収入	10,713	14 予備費	2,000
15 町債	346,500		
歳入合計	1,609,421	歳出合計	1,609,421

改 正	
第6条前2条の規定により母子健康センターを使用した者は、次に掲げるところにより使用料及び手数料を退所後直ちに本町収入役に納入しなければならぬ。	
1. 初診料 500円	2. 再診料 150円
3. 分娩介助料 45,000円	
(ただし、瀬戸町の区域外に住所を有する者は5割増しとする。)	
4. 入院料 (給食費、1日につき) 2,950円	
5. 入院料 (給食費、1日につき) 2,950円	
6. 沐浴料 (出産後1週間を経過した者) 120円	
7. 諸証明料 100円	
ただし、双生児の場合の分娩介助料は5割増しとする。	

